

第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 案件名

第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務

(2) 事業目的

第 27 回参議院議員通常選挙に向け、若い有権者を中心とする全世代に対する投票の呼びかけと、期日前投票を周知し、投票率を向上させることを目的とする。

事業内容

別添「第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務 委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 実施期間

令和 7 年 7 月 3 日 (木) から令和 7 年 7 月 20 日 (日) まで
(参議院議員通常選挙の日程により変更となる場合がある。)

(4) 委託契約金額の上限

12,397,660 円 (消費税および地方消費税を含む。)

2 プロポーザル審査会参加資格に関する要件

- (1) 福井県財務規則 (昭和 39 年 4 月 1 日福井県規則第 11 号) 第 146 条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) に基づく更生手続開始の申立てまたは破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 福井県内に、本社、支社、営業所または事務所があること。
- (6) 過去に類似、同程度の規模の業務を実施した経験がある者。
- (7) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支社もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 過去 3 年間に於いて、団体の事業等に於いて、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- (10) その他、県との協議に柔軟・真摯に対応すること。

3 プロポーザル審査会実施の手続き

(1) スケジュール

ア 公告開始	令和 7 年 4 月 23 日（水）
イ 実施内容等に関する質問書提出期限	令和 7 年 5 月 7 日（水） 12 時まで
ウ 参加表明書の提出期限	令和 7 年 5 月 8 日（木） 17 時必着
エ 受審資格認定通知	令和 7 年 5 月 9 日（金）まで
オ 企画提案書等の受付期限	令和 7 年 5 月 20 日（火） 17 時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和 7 年 5 月 23 日（金）まで

(2) 実施要領等の配布場所

福井県選挙管理委員会（福井県庁 6 階 市町協働課内）

（配布時間：8 時 30 分～17 時）

実施要領等は、福井県庁ウェブサイトからダウンロードして入手すること。

なお、郵便等での配布は行わない。

*実施要領等の URL

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/senkan/27_proposal.html

(3) 実施要領等に係る質問書の受付および回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザル審査会に参加するに当たって質問事項がある場合は、令和 7 年 5 月 7 日（水）12 時までに質問書（様式 1）を福井県選挙管理委員会あてに電子メール（ファイル形式は、Microsoft Word とすること。）または郵送により提出すること。なお、口頭（電話）での質問は一切受け付けない。

② 回答

質問に対する回答は、随時、電子メールにて、参加者全員に対して回答する。

(4) プロポーザル審査会への参加表明

① 提出書類および部数

- ア 参加表明書 1部（様式2）
- イ 福井県競争入札参加資格決定通知書（写）
- ウ 会社概要書（会社名や所在地、業務内容、申請の日における職員数等）
- エ 県税および国税の納税証明書
- オ 過去の実績が分かる資料

② 提出方法

プロポーザル審査会の参加希望者は、令和7年5月8日（木）17時までに持参または郵便のいずれかの方法で、福井県選挙管理委員会に提出すること。

持参の場合の受付時間は、祝日・休日を除く平日の8時30分から17時までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の17時までに福井県選挙管理委員会へ到着したものを有効とする。電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けない。郵送の場合、必ず「簡易書留」とすること。

③ 受審資格の認定

- ア 受審資格の認定は令和7年5月9日（金）までに書面により参加希望者に通知する。
- イ 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
 - I 受審資格の認定を受けられなかった参加希望者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年5月16日（金）17時までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。
 - II Iの書面の提出があった場合、県は、説明を求めた者に対して、令和7年5月23日（金）までに書面により回答する。

(5) 企画提案書等の提出方法

① 提出物および部数

- ア 企画提案書 7部
複数の企画を提出することは不可。
- イ 見積書 1部
内訳をできる限り詳しく記載すること。

【企画提案書に記載する事項】

- ア 企画提案の基本方針や業務の目的を達成するポイントをまとめたもの

- イ 仕様書中の提案事項に沿って各業務の実施方法を提案するもの
- ウ 各業務を遂行する制作スタッフの体制をまとめたもの
- エ 本業務と同種または類似の事業実績をまとめたもの

② 提出方法

令和7年5月20日（火）17時までに企画提案書等を、持参または郵送のいずれかの方法で、福井県選挙管理委員会に提出すること。

持参の場合の受付時間は、祝日・休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の17時までに福井県選挙管理委員会に到着したものを有効とする。郵送の場合、必ず「簡易書留」とすること。

（6）プロポーザル審査会参加に際しての注意事項

① 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となることがある。

ア 「4 審査に係る事項」における第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務選定委員会の審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

② 著作権・特許権等

提出物の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

また、決定した制作物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の権利は県に帰属するとともに、県および県が指定する第三者に対し、成果物の著作権者人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて2次利用できるものとする。

③ 提出物の変更の禁止

提出期限後の提出物の変更、差し替えもしくは再提出しないこと。

④ 返却等

提出物は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤ 費用負担

企画提案書や動画データの作成、提出等プロポーザル審査会参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑥ その他

- ア プロポーザル審査会参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等を提出しない場合は、辞退したものとする。
- イ プロポーザル審査会参加者が共同体である場合は、その構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとする。
- ウ プロポーザル審査会参加者は、参加表明書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- エ 提出された企画提案書等は、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- オ 提出書類の大きさは、日本産業規格A4判（一部A3判資料折込使用可）左綴じで統一すること。
- カ 提出物に不足がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあってはその補正を認めるが、企画提案書等の記載事項の変更、差し替えもしくは再提出など、当該範囲を超えるものにあっては、その補正を認めない。
- キ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがある。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。
- ② 消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- ③ 見積書の提案上限金額は、12,397,660円（消費税および地方消費税を含む。）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ④ 見積書のあて先は、福井県知事とし、代表者（共同体の場合は代表法人）の印鑑を押印すること。
- ⑤ 見積書には、事業に要する経費の内訳および単価、数量等を明示して具体的に記載、または、別紙で添付すること。

4 審査に係る事項

（1）審査方法

審査員が書面審査において提案内容の審査、評価を行う。

（2）審査項目および評価内容

- ア 事業目的の理解度ならびに企画提案書等の内容の的確性、独創性および実現性
- イ 業務を履行する能力
- ウ 業務の実施方針
- エ 業務実施による効果

(3) 契約交渉の相手方の選定

審査結果に基づき、総合的に判断し、契約交渉の相手方を選定する。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は令和7年5月23日（金）までに、提案者に書面で通知する。

イ 選定されなかった提案者に対する理由の説明

I 選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、説明を求める旨を記載した書面を令和7年5月27日（火）午後5時までに持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。

II 県は、説明を求めた者に対して、書面の提出のあった日から5日以内に書面により回答する。

5 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県とが協議して、業務の仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 知的財産権の取扱い

受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(5) 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係および社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(6) 業務の実施

受託者は、契約締結後、県と協議のうえ速やかに業務の実施にあたること。

(7) 業務完了報告書の提出

受託者は、毎月実施した業務内容を翌月に速やかに報告すること。

7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県および受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

8 問い合わせ先および各種書類の提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号（県庁6階市町協働課内）

福井県選挙管理委員会

TEL：0776-20-0357

FAX：0776-20-0631

電子メールアドレス：senkan@pref.fukui.lg.jp